

仕 様 書

1 業務名

第 42 回近畿高等学校総合文化祭和歌山大会 吹奏楽部門楽器修理（リペア）業務

2 業務概要

大会期間中に使用する楽器が故障した場合に、迅速に処置を施し、各参加団体の演奏を円滑に行うことができるようにする。

3 業務日時・場所

(1) 日時

令和 4 年 11 月 27 日（日）10:00～16:30

(2) 場所

和歌山県県民文化会館 大ホール 〒640-8269 和歌山市小松原通一丁目 1 番地

4 業務内容

(1) 参加団体の要請に応じて、使用する全ての吹奏楽関係楽器の修理・調整を行うこと。

(2) 修理についての問い合わせ（クレーム等）は、全て受託者において対応すること。

(※) 交換部品等の消耗品を使用した場合は、当該団体責任者と協議の上、当該団体にその実費を請求すること。

(※) 楽器修理（リペア）ブース設置に必要な机、椅子等は、委託者が準備するものとする。設置場所については、会場担当者及び委託者と協議の上、決定するものとする。

5 損害賠償責任

委託業務の処理に関し、受託者の過失により第三者に損害を与えた場合には、受託者が損害賠償の責任を負うものとする。

6 守秘義務・個人情報の保護

受託者は、業務上知り得た事項について守秘義務を負うものとする。個人情報の取り扱いにあたっては、和歌山県個人情報保護条例に準じて取り扱うこととし、受注者は、本業務を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報保護条例を遵守しなければならない。

7 その他

(1) 本仕様書は、業務の大要を示すものであり、具体的な事項については委託者と受託者とが協議の上、円滑に業務を遂行するとともに、関係法令等に従わなければならない。

(2) 業務の実施にあたっては、委託者及び開催会場と十分打ち合わせを行うとともに、連携を密にして、委託者の指示及び承認を受けながら進めること。

(3) 業務実施にあたっては、参加者等の安全確保を十分に図ること。

(4) 必要な物品の調達等、本業務において発生する費用は、全て受託者の負担とする。

(5) 天災及び感染症その他やむを得ない事情により、大会を中止又は変更をする場合がある。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため大会を中止又は変更とする場合は、委託者より開催日の 1 か月前までに連絡を行うものとする。

(7) 大会が中止又は変更になった場合、協議の上、見積を精査し、変更契約を締結するものとする。

(8) その他本仕様書に記載のない事項で必要な事項については、協議の上、決定するものとする。

8 問い合わせ

(1) 契約事務に係る事項

第 42 回近畿高等学校総合文化祭和歌山県実行委員会事務局 今井健多

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1

TEL 073-441-3707 FAX 073-441-3652 e-mail imai_k0009@pref.wakayama.lg.jp

(2) 業務内容に係る事項

第 42 回近畿高等学校総合文化祭和歌山大会吹奏楽部門 担当：角田幸太郎

〒649-6223 岩出市高塚 115（和歌山県立那賀高等学校内）

TEL 073-444-4181 FAX 073-444-6332 e-mail suisogaku@gs.wakayama-c.ed.jp